



令和 7 年 10 月 15 日

香川地方最低賃金審議会

会長 籠池 信宏 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県船舶製造・修理業、

舶用機関製造業最低賃金専門部会

部会長 籠池 信宏

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業

最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 8 月 18 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

籠池 信宏

立石 猛

家田 卓宏

高塚 順子

中塚 隆明

檜垣 邦彦

元木 将道

中原 純平

宮崎 賢士

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１） 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２） 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
- （３） 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,159 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり